

不育症治療費助成制度のお知らせ

宍粟市では、不育症の検査及び治療を受けられているご夫婦に対し経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成します。

❁対象者

下記の条件を全て満たすご夫婦が対象となります

- ① 宍粟市に住所を有する夫婦であること
- ② 2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること
- ③ 他の地方公共団体から不育症治療費の助成を受けていないこと
- ④ 特定不妊治療費助成制度（兵庫県制度）に準じた所得制限以内であること
(夫婦合算で730万円未満)
- ⑤ 市税等を滞納していないこと

❁助成内容

1年度当たり30万円を限度とし、不育症の検査及び治療に要した費用を助成します。
検査や治療の内容については、下記の連絡先にお尋ね下さい。

❁事前連絡

申請予定のあるかたは、事前にご連絡をお願いします
担当者が手続き方法等について説明いたします。

(連絡先)

宍粟市役所健康福祉部保健福祉課 Tel 0790-62-1000

❁申請手続き

助成を受けようとされる方は、以下の書類を窓口まで提出して下さい。

- ① 宍粟市特定不妊治療費・不育症治療費助成事業申請書兼振込依頼書
- ② 不育症治療費支援事業受診等証明書
- ③ 領収書の写し
- ④ 住民票の写し等（法律上夫婦であることを証明する書類）
- ⑤ 夫及び妻の所得を証明する書類（所得証明書）

❁ 支給方法

申請書等を審査し、承認されればご指定の口座へ支給します

❁ 申請窓口

○申請書の配布・受付

保健福祉課	宍粟市山崎町今宿 5 番地 15	TEL : 6 2 - 1 0 0 0
一宮保健福祉課	宍粟市一宮町閏賀 300 番地	TEL : 7 2 - 2 1 0 0
波賀保健福祉課	宍粟市波賀町安賀 232 番地 1	TEL : 7 5 - 8 8 0 0
千種保健福祉課	宍粟市千種町室 1060 番地 1	TEL : 7 6 - 8 6 0 0

◇不妊症について◇

2 回以上の流産、死産、早期新生児死亡を繰り返した場合、不妊症と呼ばれ、リスク因子の検査が勧められます。検査によってリスク因子が見つければ、リスク因子に対し治療を行います。また、リスク因子不明不妊症（不妊症の約 6 割は偶然、胎児染色体異常を繰り返した偶発的流産）については、積極的な治療はしないで経過観察で、比較的良好な結果が得られています。治療した症例、経過観察の症例を含めて、不妊症外来を受診した方は、最終的に約 8 0 % 以上出産に至ると報告されています。

厚生労働省 不妊症研究班 HP

◀ Fuiku-Labo フィク-ラボ ▶ より

不妊症専門の相談場所は？

兵庫県では電話や面接（予約制）による専門相談を行っています。

曜日や時間帯が決まっているので詳しくは兵庫県のホームページで確認下さい。

兵庫県 不妊症 相談

検索

